

第3編 街路編

第1章 事業一般

第1節 街路事業の基本的事項

1-1-1 街路事業の位置付け

1 都市計画上の位置付け

街路事業は、都市計画法上の都市施設として位置付けされた歩行者、自転車、自動車等の交通路の整備を行うものである。街路は、歩行者、自転車、自動車等の交通路であるとともに、防災空間、環境空間、都市施設の収容空間等の多面的な機能を有しており、都市活動に欠くことのできない重要な社会基盤である。

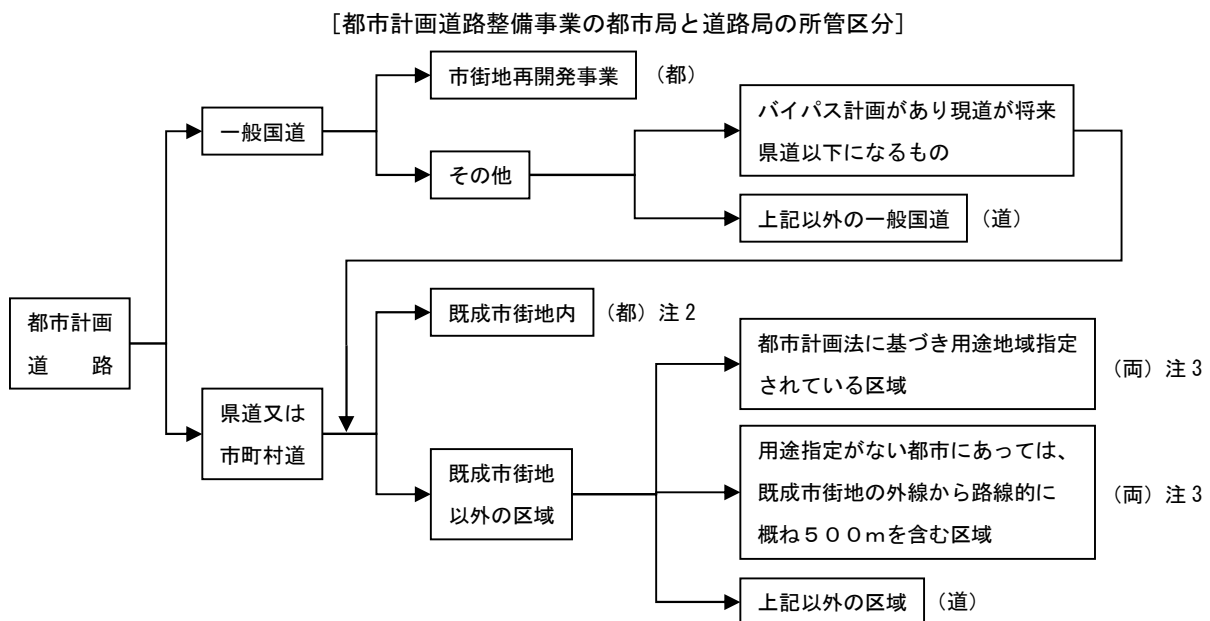
2 街路の定義

街路とは、一般的には都市内道路の総称で、特に都市内にある道路を地方部にある道路と区別するとき用いる。

道路法には「街路」という用語はないが、都市計画法の体系では、都市施設として都市計画に定める道路の種別として、規則第7条に「自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路」の4種類が規定されている。

3 道路事業との区分

街路事業は、都市計画道路を都市計画事業として整備する都市局所管事業である。都市計画道路の整備については、街路事業のほかに道路局所管の道路事業として行われるものがあり、都市局と道路局の所管区分は図1-1-1のとおりである。



※都市計画道路の一部がDID又は用途指定区域内となっている場合など、街路事業と道路事業の所管区分の判断が難しい場合は、担当課と協議すること。

- 注1 (都) … 都市局所管 (道) … 道路局所管 (両) … 都市・道路局協議
 注2 当面、昭和45年度国勢調査による人口集中地区(DID)、地区が設定されていない場合は同基準に準ずる地区
 注3 昭和45年度以降昭和60年までに変動した人口集中地区の状況、道路の交通状況、沿道の状況、道路管理の実態などを勘案の上、両局協議の上決定する。

図1-1-1 都市計画道路整備事業の都市局と道路局の所管区分

1-1-2 街路事業の手続き

1 事業実施フロー

街路事業の実施フローは図 1-1-2 のとおりである。

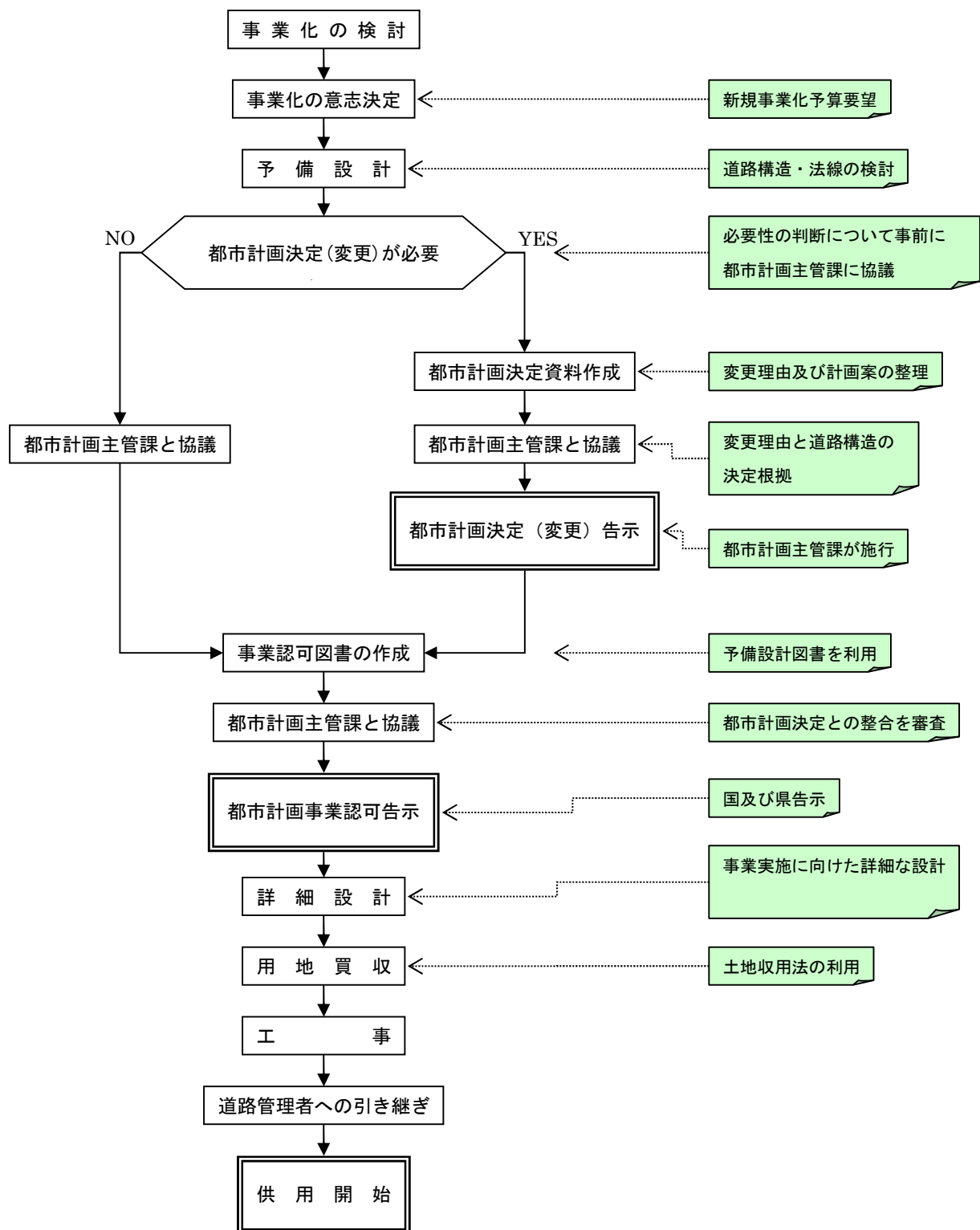


図 1-1-2 街路事業実施フロー

2 都市計画決定

街路事業は、県または市町村が決定した都市計画決定に基づいて実施されるものである。

このため、都市計画事業として実施する場合、新設道路の場合は新たに都市計画決定を行う必要がある。また、既に都市計画決定がなされている場合でも、幅員等を変更する場合は都市計画決定の変更が必要である。

(1) 都市計画決定（変更）フロー

都市計画決定（変更）フローは図 1-1-3（次頁）のとおりである。

(2) 法的効果

街路について都市計画決定を行う目的は以下のとおりである。

ア 都市計画全体との整合が図られる。

イ 鳥取県とその他関係機関の施設計画等との調整が図られる。

ウ 住民の意向が反映できる。（公聴会、説明会、意見書）

エ 建築制限を課し事業の円滑化が図られる。（ただし、木造 2 階建て等の場合を除く。）[都市計画法（以下「法」）54 条]

オ 土地の先買いが可能となる。[法 57 条]

カ 都市計画事業として施行する場合、都市計画事業認可をもって土地収用法にいう収用適格事業と見なされる。[法 70 条]

(3) 留意点

ア 都市計画主管課との事前協議

(ア) 都市計画変更を伴わない場合も、必ず事前協議を行うこと。都市計画主管課による見直しが検討されている場合があり、早期の情報の共有を図るため。

(イ) 都市計画決定には通常半年以上の期間を必要とする。また、都市計画決定は都市計画主管課が行うことから、事業化の時期を視野に入れ、都市計画決定までのスケジュールについても協議しておくこと。

イ 素案の作成

(ア) 都市計画決定に必要な書類の作成にあたっては、「都市計画関係便覧」（改訂版）に基づき、都市計画主管課と十分協議すること。

(イ) 地元住民、市町村、警察、道路占用户等との協議を行った記録を整理しておくこと。資料として添付が必要である。

ウ 財政当局への協議

(ア) 現在の都市計画決定は両側拡幅がほとんどであるが、事業化に向けての予算要望時（新規事業化調査費等）に法線、幅員等が未確定であったものは、地元調整に入る前に財政当局の同意を得ておくこと。

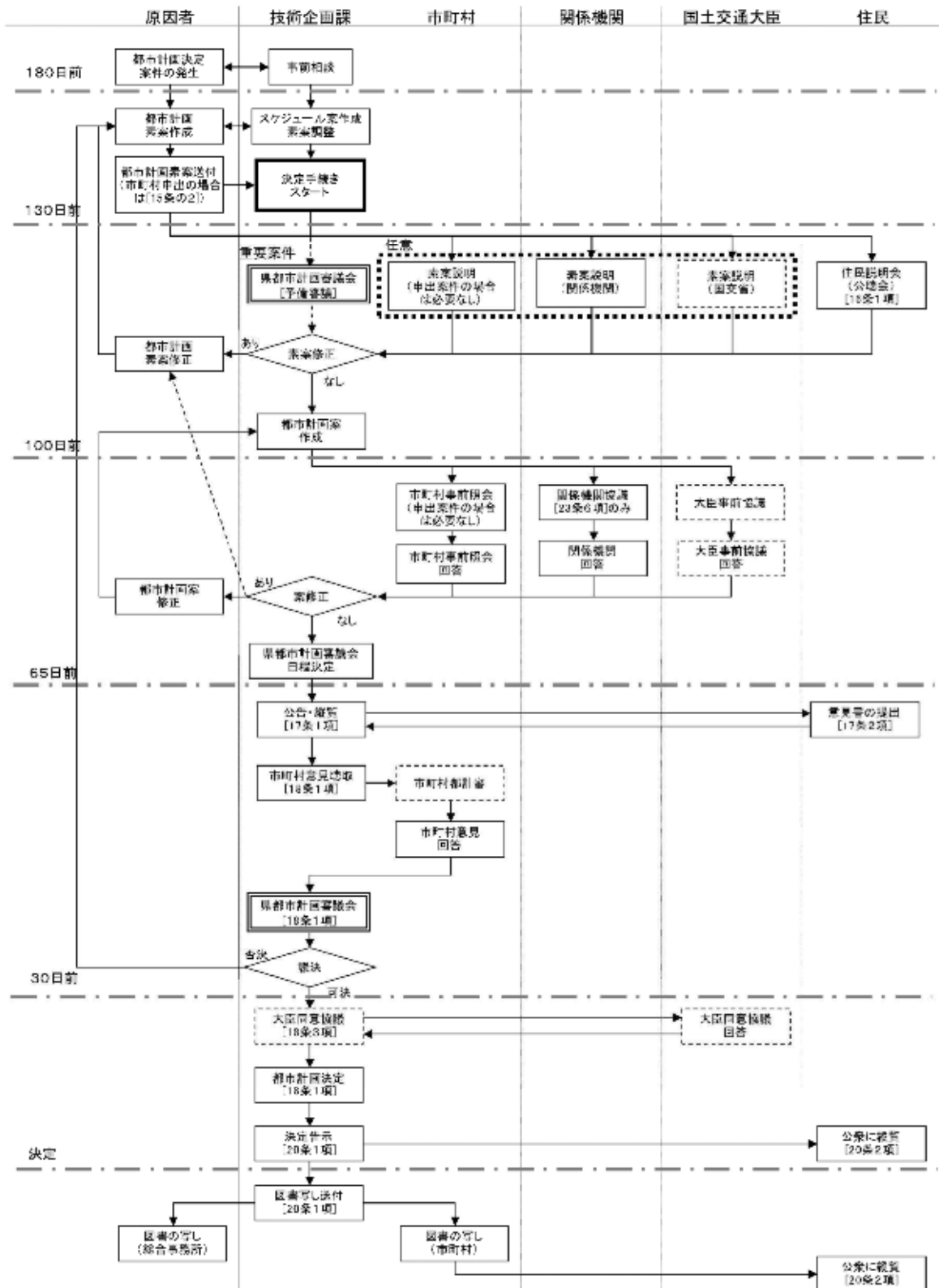
(イ) 街路事業は市街地で事業を行うため、多額の事業費が必要であるとともにそのほとんどが用地補償費で占められている。幅員変更を行う場合は、法線についても検討を行い、明確な理由を整理しておくこと。

エ 都市計画決定に要する期間

(ア) 地元及び関係機関等との調整が整ってから、4ヶ月程度は必要となる。また、縦覧中に住民意見書が提出された場合はさらに期間を必要とするため、事業着手時期に十分配慮しスケジュール管理を行うこと。

(イ) 補助・交付金事業として実施する場合、都市計画決定後、さらに都市計画事業認可告示を行わなければ交付申請を受け付けてもらえない。都市計画決定と同年度に補助・交付金事業の採択（予算化）を受ける場合は、特に注意すること。

都市計画決定(変更)手続きの流れ【県決定】



注1) このフローは原因者(事業者または市町村)発意による都市計画決定(変更)の場合を想定している。
 注2) 都市計画担当課発意の場合は「原因者一技術企画課」となる。
 注3) 日数は大臣同意案件で手続きが順調に進んだ場合の概ねの日数である。

図 1-1-3 都市計画決定(変更)手続きの流れ【県決定】 [参 2-1 都市計画関係便覧 p. 46]

3 都市計画事業認可

(1) 都市計画事業認可フロー

都市計画事業認可フローは図 1-1-4 のとおりである。

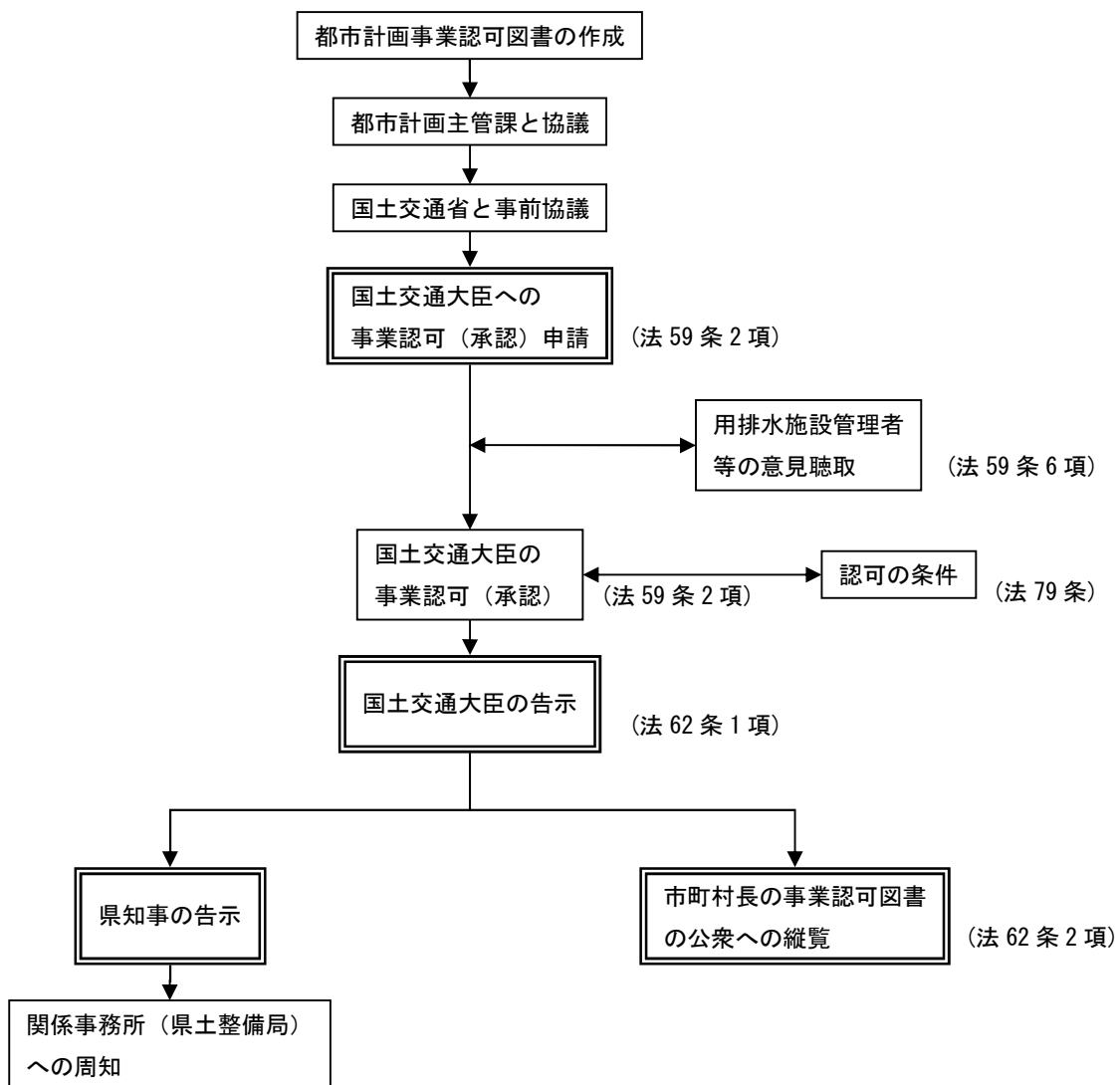


図 1-1-4 都市計画事業認可フロー

(2) 法的効果

都市計画事業の認可（承認）が行われたときは、法第 62 条第 1 項に定めるところにより、認可（承認）の告示が行われるが、これにより次のような法的効果が生ずる。

ア 都市計画事業制限 [法 65 条]

事業地内において、事業施行の障害となる恐れのある土地の形質の変更又は建築物の建築、移動の容易でない物件の設置又は堆積を行おうとするときは、県知事の許可が必要となる。

これを都市計画事業制限というが、これは事業の施行が差し迫った時点における規制であることから、事業施行の円滑化を担保するものとして、法 53 条の都市計画制限（都市計画の区域内における建築の規制）より厳しい内容となっている。

イ 先買権 [法 67 条]

事業地内の土地、建築物など有償で譲渡する者は、当該都市計画事業の施行者への届出が必要となり、施行者が届出金額で買取りを決定したときは、届出人と施行者との間で土地売買契約が成立したものと見なされる。このような施行者側の権限を先買権という。

この先買権は、登記あるいは事業の施行妨害を目的とした土地の買取りを防止し、事業用地を円滑に取得するための手法である。

ウ 買取請求権 [法 68 条]

事業地内の土地の所有者(法第 62 条の事業認可の告示と併せて行われる収用の手続きの保留の告示に係る土地の所有者に限られる。)は、施行者に対し、当該土地を時価で買い取るべきことを請求できる。ただし、当該土地は、更地であり、かつ、他の権利の目的となっていないことが前提条件となる。

これは、その土地の所有権帰属後の権利関係が複雑化し、事業の施行に障害がでることを防止するためである。

エ 土地収用法の適用 [法 69～73 条]

都市計画事業は、その公益性が高いことに鑑み、法第 69 条において収用適格事業として位置付けられ、任意交渉による事業用地の取得が困難な場合には、最終的な手段として土地収用法の定められた一連の手続きを経て、強制的な公用収用を行うことができる。

オ 都市計画税の充当 [地方税法 702 条]

都市計画事業が施行される市町村においては、事業費財源の一部に充てるため、都市計画税を徴収することができる。

カ 受益者負担金 [法 75 条]

事業実施によって著しく利益を受ける者があるときは、政令あるいは条例で定めることにより、受益者負担金を徴収することができる。

(3) 留意点

ア 図書の作成

(ア) 図書の作成は、「都市計画関係便覧」(改訂版) および「街路交通事業事務必携」に基づき行うこと。

(イ) 事業認可の対象は都市計画決定区域内のみであり、その他の部分については事業認可に含めないこと。

(ウ) 現道拡幅計画等で既に取得済みの事業地についても、「収用」又は「使用」の表示を行うこと。なお、河川橋梁部分については、用地の取得を行わないことから従来「使用」と表示してきたが、申請の際は国の担当課に確認を行うこと。

イ 都市計画との適合性

都市計画との適合性は法定要件である(法 61 条)から、仮に都市計画の決定を受けていない部分について事業認可を受けたとしても、法律上の効力は生じない。

ウ 事業の単位

事業認可を受ける単位は、それだけで最小限の事業の効果が発揮されることが必要であり、全体計画区間を分けて認可を申請するような場合は、対象区間のみでも効果が得られることを明記する必要がある。

エ 施行期間

(ア) 事業施行期間は、原則として5年から7年以内の期間が標準的な目安と考えられる。

(イ) 長期にわたる期間を設定した場合、事業施行区域内の土地権利者等に必要以上の権利制限を課することになるため注意が必要である。

オ 都市計画主管課の確認

事業認可の申請にあたっては、その内容について都市計画主管課の確認を受けること。

カ 事業認可の周知

第 201500195812 号通知のとおり、事業認可の告示後、事業地内に生じる制限について関係権利者に周知するため、都市計画事業の内容を示した看板を事業地内の適当な場所に掲示すること。掲示看板の作成例は図 1-1-5 のとおりである。

キ 事業認可と交付申請

補助・交付金事業においては、基本的に事業認可後でなければ交付申請を受け付けてもらえない。そのため、初年度に事業認可及び交付申請を行う場合は、事業認可が遅れると事業費の執行が困難となる。このようなことのないようスケジュール管理に十分注意すること。

ク 事業認可の変更

- (ア) 事業計画で定める事項（①収用又は使用の別を明らかにした事業地、②設計の概要、③事業施工期間）を変更する必要がある場合は、事業計画の変更認可が必要である。
- (イ) 都市計画決定の変更をとまなうものは、事前に都市計画主管課に協議を行うこと。
- (ウ) (ア) の場合においても、変更を要しない場合もあることから、主管課に事前に確認を行うこと。
- (エ) 用地買収の遅延等により事業認可の変更が必要となるケースが多いが、事業の進捗状況に注意し、必要であれば適切な時期に変更認可を行うこと。認可最終年度に期間延伸の変更を行うことは、事業進捗管理不十分と見なされるため十分に注意すること。

都市計画道路の事業着手に関するお知らせ

〇〇都市計画道路「△△△線」のうち右図の区間については、平成〇〇年〇〇月に都市計画法第58条第2項に規定する都市計画事業の認可を国土交通大臣から受け、都市計画道路の整備に着手します。

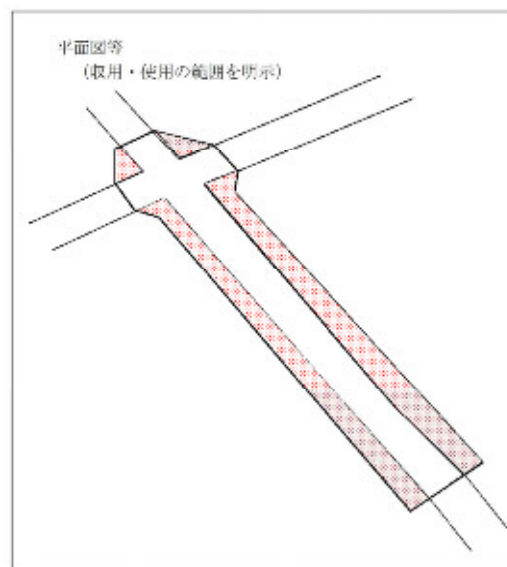
また、都市計画事業の認可に伴い計画地内の土地建物等を鳥取県知事以外に有償で譲り渡す場合には、同法第67条の規定により、施行者である県に届け出なければなりません。

1 都市計画事業の内容

- (1) 施行する都市計画事業の種類及び名称
〇〇都市計画道路事業 □・□・□号△△△線
- (2) 施行者の名称 鳥取県
- (3) 施行する事務所の所在地
〇〇市□□□町△△△
- (4) 事業地の所在
〇〇市□□□町△△△～▽▽▽

2 届出の方法及び附随内容等

- (1) 届出の方法
土地建物等の所在地、予定価格及び譲り渡そうとする相手方等を、定められた様式に記載して届出してください。
- (2) 県との売買の成立
届出後30日以内については、県は届出のあった価格で買い取ることが出来ます。
- (3) 譲渡できない期間
届出から30日以内又は県が買い取らないことを通知する日までは、土地建物等を譲り渡すことはできません。
- (4) 罰則等
届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した場合は、罰せられることがあります。



なお、ご不明な点がありましたら下記にお問い合わせください。

〇〇市〇〇 △△番
鳥取県〇〇総合事務所県土整備局〇〇課〇〇班
(電話) △△-△△△△

都市計画道路事業用地内の土地の補償に関するお知らせ

〇〇都市計画道路「AAA線」は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に都市計画法第62条第1項の規定に基づき、事業認可の告示がされました。

この日以降は、都市計画法第71条第1項の規定により、一年ごとに土地収用法第20条第1項の事業認定の告示があったものとみなされます。本事業地内の土地については土地収用法による次の効果が発生しておりますので、お知らせします。

- 1 土地代金等土地に関する補償金は前記事業認定の告示があったとみなされる日(平成〇〇年〇〇月〇〇日、以後一年経過ごとに再度事業認定があったものとする日)の価格を基準日として算定します。
- 2 事業認可の告示のあった平成〇〇年〇〇月〇〇日以後に土地や物件について新たに権利を取得された方は、既存の権利を継承された方を除き、補償金を受けることはできません。
- 3 事業認可の告示のあった平成〇〇年〇〇月〇〇日以後に土地の形質を変更したり、建物等を新築、又は改築をするときは、あらかじめ〇〇市長の承認を受けた場合を除いて、その部分の補償を受けることができません。
- 4 土地に関し、所有権又はその他の権利をお持ちの方(抵当権者等は除く。)が、起業者(鳥取県)に対し裁判申請を請求することにより早期に補償額を確定させることができます。
- 5 土地に関し、所有権又はその他の権利をお持ちの方(抵当権等は除く。)は、起業者(鳥取県)に対して裁判申請の請求と併せて補償金の支払請求をすることができます。
- 6 土地を所有される方又は土地所有権以外の権利をお持ちの方が、早期に移転等を希望される場合は、鳥取県収用委員会に対して明確な裁決の申立てをすることにより、早期に補償を受けることができます。
- 7 詳細については、土地収用法の各条項を参照していただくか、下記連絡先へお問い合わせください。

〇〇市〇〇 △△番
鳥取県〇〇総合事務所県土整備局〇〇課〇〇班
(電話) △△-△△△△

- ・看板の大きさは縦1メートル、横1.5メートル程度を標準とし、掲示が長期にわたることを考慮し、風雨による破損に耐えるものであること。
- ・設置場所は起業者又はその周辺で、一般公衆の目に触れやすい場所とすること。

図 1-1-5 掲示看板の作成例

〔「街路事業の都市計画事業認可に伴う周知措置について」の一部訂正について(第201500195812号道路建設課長通知)〕

4 事業の執行上の留意点

(1) 土地収用法の活用

事業の進行管理を適正化するため、用地取得率 80%または用地幅杭打設後 3 年のいずれか早い時期を経過した時点までに、収用の手続きに移行するよう国から指導されている。用地取得にあたっては、県の定める用地の手引き等に基づき、土地収用制度を適切に活用しつつ、効果の早期発現を図るべく適切な事業進行管理に努めること。

(2) 用地の再取得（参考）

用地の取得方法に、用地の再取得がある。これは、県土地開発公社（以下「公社」）が、あらかじめ事業用地を取得（以下「先行取得」）して、地方公共団体において後年度に事業が予算化されたときに、公社等から当該事業用地を買い取るものである。

街路事業の場合は、土地の取得費に加えて物件移転に要した費用、事務費、支払利子等も補助対象となるが、「街路交通事業事務必携」に記載のある 4 つの対象要件に合致している必要がある。

なお、現在、公社は体制を縮小した状態にあり、平成 23 年度以降に先行取得を活用した県事業はない。

第2章 計画・設計

第1節 計画一般

2-1-1 都市計画決定

都市計画決定（変更）素案の策定にあたっては、「都市計画関係便覧（改訂版）」を参考として都市計画主管課と十分な調整を行うこと。

1 現都市計画決定の確認

街路事業は都市計画に基づいて実施されるものであることから、その計画にあたっては既存都市計画決定の内容を十分に把握した上で行うこと。また、新たな都市計画道路を計画する場合は、接続する都市計画道路についても十分に把握すること。

2 都市計画幅

都市計画決定は、道路法面やバス停等の道路として必要な範囲について行うことが望ましいが、事業スケジュール等により詳細設計を行う前に都市計画決定を行う必要がある場合は、基本幅員により都市計画決定を行っても差し支えない。

ただし、詳細設計の結果、都市計画幅よりはみ出る部分については、都市計画法の法的効果が及ばないことから、実施にあたり注意すること。

3 車線の数

(1) 「車線」の定義

道路構造令第2条第5号に規定する車線（一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（副道を除く。））をいう。

(2) 都市計画に「車線の数」を定めない道路

第3種5級及び第4種4級の道路、歩行者専用道、その他の車線がない道路については、車線の数を定めない。

(3) 一路線に車線の数が異なる区間がある場合の都市計画に定める「車線の数」

幅員について、いわゆる標準（代表）幅員を都市計画に定めるのと同様に、一つの路線に車線の数が異なる区間がある場合には、当該路線の延長の2分の1以上を占める車線の数を都市計画に定める「車線の数」とする。

ただし、交差点で付加車線を設ける場合や立体交差部分で側道を設ける場合等局所的に車線の数が異なる場合については、異なる車線の数として取り扱わないことに留意すること。

4 名称

道路に関する都市計画において定める名称は番号及び路線名とし、番号の付し方は以下の凡例に示すところによる。

(1) 凡例

○・○・○○

（区分・規模・一連番号）

(2) 区分

ア 区分1 自動車専用道路

イ 区分3 幹線街路

ウ 区分7 区画街路

エ 区分8 特殊街路アに相当する歩行者専用道、自転車専用道又は自転車歩行者専用道

オ 区分9 特殊街路イに相当する都市モノレール専用道等

カ 区分10 特殊街路ウに相当する路面電車道

(3) 規模

規模として付する番号は、幅員により次のとおりとする。

- ア 1 幅員 40 m 以上のもの
- イ 2 幅員 30 m 以上 40 m 未満のもの
- ウ 3 幅員 22 m 以上 30 m 未満のもの
- エ 4 幅員 16 m 以上 22 m 未満のもの
- オ 5 幅員 12 m 以上 16 m 未満のもの
- カ 6 幅員 8 m 以上 12 m 未満のもの
- キ 7 幅員 8 m 未満のもの

(4) 一連番号

当該都市計画区域毎に、区分毎の一連番号を付する。

5 都市計画決定変更の範囲

道路構造（幅員の増減）の変更により都市計画決定変更を行う場合、都市計画事業の特性から部分的な変更のみを行うことは困難であることが多い。局所的な整備を行う場合であっても、路線全体を視野に入れた計画策定を行うこと。

2-1-2 道路法線の検討

1 新設道路

都市計画の根幹となる施設となることから、周辺の都市計画道路のネットワーク形成について十分に配慮して決定すること。

また、市街地において整備を行うため、用地補償費に多額の費用を要することから、経済性についても十分な配慮を行うこと。

2 既存道路

既に都市計画決定がなされている場合は、以下に配慮すること。

(1) 法的制限

既に都市計画決定がなされている場合、決定区域には建築制限等の法的制限が課せられている。都市計画決定後に未整備のまま長期の年月が経過している場合もあり、土地所有者の生活設計に大きな影響を与えていることに十分配慮し計画を策定する必要がある。

なお、一般的に既存の都市計画決定は現道の両側拡幅で決定されていることが多い。

(2) 整備状況

民間開発等により既存の都市計画決定に基づいて整備が行われている場合もあるため、既存道路の整備状況を十分に把握すること。

2-1-3 道路構造

1 準拠すべき基準等

道路構造の決定にあたっては、基本的に道路構造令及び鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成 25 年 3 月 26 日鳥取県条例第 7 号）（以下「構造条例」）に準拠する。

2 バリアフリー

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（以下「バリアフリー新法」）」第 10 条第 1 項の規定に基づき、構造条例第 7 条に「移動等円滑化のために必要な構造の基準」が定められるとともに、具体的な整備を行うための「道路の移動等円滑化整備ガイドライン（以下「ガイドライン」）」が制定された。

そのため、特定道路の新設又は改築を行うときは構造条例第 7 条で定める基準に適合する計画を行う必要があるが、特定道路以外の道路においても、可能な限り構造条例第 7 条及びガイ

ドラインにより計画を行うこととする。

※特定道路・・・生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。

第2節 設計一般

2-2-1 グレードアップ

街路事業において、グレードアップのような高質化を行う際は、費用対効果といった観点を含めて適切な検討を行った上で実施する必要があるため、担当課と協議すること。

第3節 参考資料

2-3-1 参考図書

No.	参 考 図 書	発行年月	発 行
参 2-1	都市計画関係便覧（改訂版）	R4.4	鳥取県県土整備部技術企画課
参 2-2	街路交通事業事務必携 令和2年版	R2.10	公益社団法人日本交通計画協会